

第 2 次三重県動物愛護管理推進計画の改訂について

平成 30 年 8 月 28 日
三重県医療保健部食品安全課

1 三重県動物愛護管理推進計画について

三重県動物愛護管理推進計画（以下「推進計画」という。）は、「動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動愛法」という。）」第 6 条に基づき、「人と動物が安全・快適に共生できる社会」を 10 年後のめざすべき姿とし、県民一人ひとりや関係団体など動物愛護管理に関わるさまざまな主体の行動指針として平成 20 年 3 月に策定しました。

また、平成 26 年 3 月には、国の定める「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）が改正されたことから、第 2 次推進計画に改訂しています。

2 推進計画の改訂手順について

（1）推進計画は、動愛法第 6 条により、基本指針に即して、都道府県が策定することとなっており、また、基本指針により、学識経験者や、関連団体、行政機関関係者等で構成される検討会を設置するなどにより、策定及び点検等を行うよう努めるものとされています。

このため、第 3 次推進計画検討会を設置し、本会を中心に第 3 次推進計画の策定を進めていきます。

（2）一方、基本指針は、前回の改正から概ね 5 年目にあたる平成 30 年度を目途として、国において、その見直しを行うこととされていますが、平成 30 年 8 月 1 日に開催された環境省による「動物愛護管理をめぐる主な課題への対応等に係る説明会」で、国における基本指針の改正の時期が、来年度になることが明らかにされました（資料 1 - 2 参照）。

このことから、第 3 次推進計画の検討は、平成 31 年度にかけて行うこととします。

（3）そこで、まず第 2 次推進計画の検証作業に着手し、動愛法及び基本指針の改正内容が明らかになった時点で、その内容を反映させることが妥当と考えています。その場合は、第 2 次推進計画を延長するとともに、推進計画に定める具体的施策について年度ごとに作成している動物愛護管理推進実施計画（以下「実施計画」という。）の平成 31 年度版を作成することとなります。

このため、この実施計画についても、本会において検討します（資料 1 - 3 参照）。

3 推進計画の改訂作業について

（1）推進計画に基づく取組内容を検証し、事業内容及び実施主体等の見直しを検討

（2）現在の動物愛護管理に係る課題をふまえ、今後重点的に推進すべき内容の追加を検討

（3）次期計画期間の新たな数値目標を設定